

第67回新型コロナウイルス対策本部会議（書面開催）

開催日 令和3年9月26日（日）

1 議 題

（1）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に係る要望について

(案)

令和3年9月 日

新型コロナウイルス感染症対策副本部長
経済再生担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔 殿

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策副本部長
埼玉県知事 大野 元裕
千葉県新型コロナウイルス感染症対策副本部長
千葉県知事 熊谷 俊人
東京都新型コロナウイルス感染症対策副本部長
東京都知事 小池 百合子
新型コロナウイルス感染症神奈川県対策副本部長
神奈川県知事 黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に係る要望について

令和3年9月9日、新型コロナウイルス感染症対策副本部長による「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」により、一都三県の緊急事態措置を実施すべき期間が9月30日までと変更された。

一都三県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、都民・県民への外出自粛要請やテレワークの推進、飲食店や大規模商業施設に対する営業時間短縮要請などの緊急事態措置を実施してきた。

一都三県においては、長きにわたる徹底した感染拡大防止対策により、新規陽性者数は2週間以上にわたり継続して安定的に下降傾向である。

その一方、医療への負荷は改善傾向にあるものの依然として厳しく、予断を許さない状況にある。医療提供体制の早期の正常化やリバウンドに

よる再度の医療ひっ迫を避けるためにも、地域の感染状況等に応じて、柔軟かつ強力な感染拡大防止対策を引き続き推進し、新規陽性者を一層減少させていく必要がある。

仮に、緊急事態宣言が解除された場合、緊急事態措置区域から除外された地域における取組については、上記趣旨を踏まえ、飲食店等に対して短縮を要請する営業時間、認証店の取扱い、その実施期間など、段階的な緩和に係る具体的内容について、基本的対処方針に明記されることを要望する。

また、事業者への財政支援等については、地域の実情に応じた支援ができるようにするとともに、その裏付けとなる確実な財源措置を要望する。